

innoventier弁護士法人  
Power for the Business

## 企業法務相談室

（第39回）

弁護士 むらかみ ゆき 村上 友紀



京都大学法学部、大阪市立大学法科大学院を卒業し、  
2012年に弁護士登録。2017年より弁護士法人イノベン  
ティアに所属し、2018年米国デューク大学に客員研  
究員として留学。主に企業をクライアントとし、訴訟、  
交渉、相談、各種契約書・規程の作成・レ  
ビュー等に携わっている。

### 今回のご相談に対する回答

企業の支援法としての性格を有する法律であるとされます。

振興法第三条第一項に基づいて振興基準が定められており、その中で、親事業者・下請事業者が、遵守すべき基準が規定されています。この規定に違反すると、主務大臣より指導・助言がなされます。

今回のご相談では、ご相談会社・各下請事業者が、下請法上も振興法上もそれぞれ「親事業者」・「下請事業者」に該当し、各法の適用があるものとしてご回答します。

#### 一・ご相談① 発注控え

あります。

#### 二・ご相談② 価格の据え置き

ご相談にある、「下請事業者からの値上げの要請に対し取引価格を据え置くことは、上記禁止行為⑤「買いたたき」として、下請法上問題となり得ます。すなわち、禁止される「買いたたき」とは、対価を決定するときに、発注内容と同種の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることがあります。取引の相手方が下請法の適用がある「下請事業者」（下請法二条八項）に該当するかどうかは、事業内容と親事業者・下請事業者の資本金規模によって決定されます。物品の製造を行う場合は、基本的には親事業者が資本三億円超なら、資本金三億円以下の事業

新型コロナウイルス感染症による景気減退に伴い、当社の製品の需要減が見込まれることから、当社では減産を決定し、今後、下請事業者Aへの発注を控えようと考えています（ご相談①）。また、下請事業者Bから原材料価格の

### 今回のご相談

ほかには、当社における衛生管理等のコスト増が見込まれるため、下請事業者Cに対しては、取引価格の引き下げを考えています（ご相談③）。いずれも問題ないでしょうか。問題ある場合、どういった点に気を付けたらよいでしょうか。

### 下請法概要

下請法は、正式名称を「下請代金支払遅延等防止法」といい、親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まり、取引の公正を確保するための法律です。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」といいます）における優越的地位の濫用規制を補完する役割があります。

下請法では、書面の交付義務といった親会社の義務を定めるとともに（同法三条等）、親会社による①受領拒否、②下請代金の支払遅延、③下請代金の減額、④不当返品、⑤買いたたき、⑥物の購入強制、役務の利用強制、⑦報復措置、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済、⑨割引困難な手形の交付、⑩不当な給付内容の変更・やり直しを禁止しています（同法四条）。これらの禁止行為を行った場合には公正取引委員会より勧告・公表がなされます。親事業者がこの勧告に従えば、独禁法上の排除措置命令（独禁法二〇条）や課徴金納付命令（同法二〇条の六）という強力な制裁の対象となりません（下請法八条）。

### 下請中小企業振興法概要

下請中小企業振興法（以下「振興法」といいます）は、下請関係を改善して、下請中小企業者が自主的に事業を運営し、かつ、能力を最も有効に發揮できるよう下請中小企業の振興を行なう法律です。上記の下請法が指導規制法規であるのに対し、振興法は下請中小

の発注を控えることの問題点について、まず、振興基準第二第三項第一号において、親事業者は、下請事業者に対する発注量を親事業者の生産量の変動の増減率以上に変動させないよう努めるものとする旨が定められています。したがって、本件では、御社における減産率以上に下請事業者Aへの発注を控えることは好ましくありません。

また、同第二第八項には、親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとすると、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう最大限の配慮を行い、相当の猶予期間をもつて予告するものとする旨が定められています。したがって、御社が下請事業者Aへの発注をやむなく減少するとして、下請事業者Aに最大限配慮を行い、発注条件等を十分に協議するとともに、相当の猶予期間をもつて発注量減少を予告する必要があるとされています。

### おわりに

現在、新型コロナウイルス感染症による肃要請の影響を受け、どの事業者にとっても大変な状況ではありますが、法令の不遵守は厳しい状況にさらなるリスクをもたらしますので、下請法や振興法の規制を理解しておくことは重要です。なお、中小企業庁・公正取引委員会から本テーマに関するQ&Aが公表されていますので、参考にしてください。

# 下請法遵守